

見守り  
新鮮情報

第146号

結婚相手紹介サービス業者から「**未婚の家族はいますか**」と電話があった。30歳代後半の**息子**に早く**結婚してほしい**と思っていたため訪問を承諾した。料金体系などの説明を受けた後、「息子**本人に確認してから**契約したい」と伝えたが、「**子どもの結婚は親の義務**」と繰り返され、「**無**

**断で契約しても**良い相手さえ見つければ**絶対感謝されます**」と強く言われた。「契約は早いほうがいい」と**せかされた**こともあり、息子に確認せずに自分の名前で**入会手続き**をしてしまった。その後、息子に報告したところ、「勝手なことをするな」と**激怒され**、口をきいてもらえなくなった。お見合いどころではない。解約できるか。(60歳代 女性)



## 「子の結婚は親の義務」? 結婚相手紹介サービス

### ひとこと助言

- 結婚する本人だけでなく、その親を勧誘する結婚相手紹介サービスに関する相談が寄せられています。
- 事業者は「子どもに早く結婚してほしい」という親の気持ちに付け込んで勧誘してきますが、結婚するのは子ども自身です。必ず本人に確認し、納得してから契約することが大切です。
- 子どもが反対したため解約を希望すると「親の説得の仕方が悪い」と怒鳴られるケースもありました。その他にも、勧誘時に説明のなかった成婚料を請求される等のトラブルも起きています。
- 契約しても、本人が気に入る人が紹介されるとは限りません。過度な期待は抱かずに、慎重に契約しましょう。
- 一定の条件を満たせばクーリング・オフや中途解約ができる場合があります。心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

契約は  
慎重にね

